

令和5年3月13日からマスク着用は 個人の判断が基本となります

- マスクを着ける人も着けない人も、それぞれがマスクの着脱を強いることがないようにお互いに配慮をお願いします。
- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることがあります。
- 引き続き「換気」「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「手洗い等の手指衛生」などの基本的な感染対策や咳エチケットの実践をお願いします。
- 風邪症状等、体調不良が見られる場合には、施設利用を控えてください。
- 各業種別ガイドライン(内閣官房ホームページ)を踏まえた対策を遵守してください。



各業種別ガイドライン

※感染が大きく拡大している場合には、一時的に場合に応じてマスク着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあります。